



諮問第387号
環水大土発第1411281号
平成26年11月28日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
望月義夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(*RS*) - 5 - クロロ - *N* - { 1 - [4 - (ジフルオロメトキシ) フェニル] プロピル } - 6 - メチルピリミジン - 4 - イルアミン (別名ジフルメトリム)

1, 1' - { 1 - *L* - (1, 3, 5 / 2, 4, 6) - 4 - [5 - デオキシ - 2 - *O* - (2 - デオキシ - 2 - メチルアミノ - α - *L* - グルコピラノシル) - 3 - *C* - ホルミル - α - *L* - リキソフラノシルオキシ] - 2, 5, 6 - トリヒドロキシシクロヘキサ - 1, 3 - イレン } ジグアニジン硫酸塩 (2 : 3) (塩) (別名ストレプトマイシン硫酸塩又はストレプトマイシン)

テトラヒドロ - 3, 5 - ジメチル - 1, 3, 5 - チアジアジン - 2 - チオン (別名ダゾメット)

N - (4 - *tert* - ブチルベンジル) - 4 - クロロ - 3 - エチル - 1 - メチルピラゾール - 5 - カルボキサミド (別名テブフェンピラド)

5 - メチル - 1, 2 - オキサゾール - 3 - オール (別名ヒメキサゾール又はヒドロキシイソキサゾール)

tert - ブチル = (*E*) - α - (1, 3 - ジメチル - 5 - フェノキシピラゾール - 4 - イルメチレンアミノオキシ) - *p* - トルアート (別名フェンピロキシメート)

2', 4 - ジクロロ - α , α , α - トリフルオロ - 4' - ニトロ - *m* - トルエンスルホンアニリド (別名フルスルファミド)

3 - (2 - クロロ - 4 - メシルベンゾイル) - 2 - フェニルチオビシクロ [3. 2. 1] オクタ - 2 - エン - 4 - オン (別名ベンゾビシクロン)

(5 *RS*) - 5 - [(2, 6 - ジフルオロベンジルオキシ) メチル] - 4, 5 - ジヒドロ - 5 - メチル - 3 - (3 - メチル - 2 - チエニル) - 1, 2 - オキサゾール (別名メチオゾリン)

(別紙2)

N-ブチル-*N*-エチル- α , α , α -トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-*p*-トルイジン (別名ベンフルラリン又はベスロジン)



中環審第796号
平成26年12月1日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成26年11月28日付け諮問第387号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた
標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会
に付議する。